

令和2年 第4回 東彼杵町議会定例会会議録

令和2年第4回東彼杵町議会定例会は、令和2年12月16日日本町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1番	林田 二三 君	2番	立山 裕次 君
3番	口木 俊二 君	4番	浪瀬 真吾 君
5番	大石 俊郎 君	6番	尾上 庄次郎 君
7番	後城 一雄 君	8番	浦 富男 君
9番	森 敏則 君	10番	橋村 孝彦 君
11番	吉永 秀俊 君		

2 欠席議員は次のとおりである。

3 地方自治法第121条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	岡田 伊一郎 君	教 育 長	粒崎 秀人 君
副 町 長	三根 貞彦 君	会 計 管 理 者	森 隆志 君
総 務 課 長	松山 昭 君	健康ほけん課長	構 浩光 君
農 林 水 産 課 長	高月 淳一郎 君	町 民 課 長	工藤 政昭 君
農 委 局 長	(高月 淳一郎 君)	税 財 政 課 長	山下 勝之 君
水 道 課 長	氏福 達也 君	ま ち づ くり 課 長	岡田 半二郎 君
建 設 課 長	楠本 信宏 君	教 育 次 長	岡木 徳人 君

4 書記は次のとおりである。

議会事務局長	有川 寿史 君	書 記	滝川 千香子 君
--------	---------	-----	----------

5 議事日程は次のとおりである。

- 日程第 1 議案第 79 号 東彼杵町議会議員及び東彼杵町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定について
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 2 議案第 86 号 令和2年度東彼杵町一般会計補正予算(第10号)
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 3 議案第 88 号 令和2年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 4 議案第 89 号 令和2年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 5 議案第 91 号 令和2年度東彼杵町水道事業会計補正予算(第4号)
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 6 委員会の閉会中の特定事件(所管事務)調査の件
- 日程第 7 議員派遣の件

6 閉 会

開 会（午前9時27分）

○議長（吉永秀俊君）

皆さんおはようございます。時間前でございますけれども全員お揃いのようなので、ただいまから会議を開きます。

ただいまの出席議員数は11名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

これから議事に入ります。

- 日程第 1 議案第 79 号 東彼杵町議会議員及び東彼杵町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定について
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 2 議案第 86 号 令和2年度東彼杵町一般会計補正予算（第10号）
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 3 議案第 88 号 令和2年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
(委員長報告・質疑・討論・採決)

○議長（吉永秀俊君）

日程第1、議案第79号東彼杵町議会議員及び東彼杵町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定について、日程第2、議案第86号令和2年度東彼杵町一般会計補正予算（第10号）、日程第3、議案第88号令和2年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、以上3議案を一括議題とします。

本案について、委員長の報告をそれぞれ求めます。総務厚生常任委員長、浪瀬真吾君。

○総務厚生常任委員長（浪瀬真吾君）

おはようございます。委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

記

1 付託された事件

議案第79号 東彼杵町議会議員及び東彼杵町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定について

2 審査年月日

令和2年12月10日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、12月10日総務課長の出席を求め産業建設文教常任委員会との連合審査会を開催し、その後委員会を開催しました。

今回の条例制定は、公職選挙法の一部が改正され、町村の選挙における選挙公営の対象が

拡大されることに伴い、条例整備の必要性が生じたため制定されるものである。第 1 条から第 12 条を設け、選挙運動用自動車の使用や公費負担等、また、選挙運動用ビラやポスター等についての公費負担等の条文が示されている。

慎重に審査し、採決の結果、適正な条例制定と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、

1 付託された事件

議案第 86 号 令和 2 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 10 号）

2 審査年月日

令和 2 年 12 月 10 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、12 月 10 日各関係課長、教育次長及び財政係長の出席を求め産業建設文教常任委員会との連合審査会を開催し、その後委員会を開催しました。

本件は歳入歳出の総額に、歳入歳出それぞれ 1 億 4427 万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 71 億 5841 万 5000 円とするものである。

今回の補正予算は、歳出では民生費に老人保護措置費（養護）委託料や子ども・子育て支援交付金前年度精算返還金等 2025 万 9000 円、衛生費に新型コロナウイルスワクチン予防接種事業費等 1271 万円、農林水産業費に新構造改善加速化支援事業補助金等 2581 万 9000 円、商工費に東彼杵町中小企業者等新型コロナウイルス感染症対策支援金等 2423 万 8000 円の減額、土木費に町道宿 8 号線改良工事等 7435 万 4000 円、教育費に学校給食費減免に係る支援給付金等 2089 万 5000 円、災害復旧費に公共土木施設災害復旧事業費等 1846 万 6000 円が計上されている。

歳入では、特定財源として、国・県支出金等 8565 万 3000 円、一般財源として地方交付税等 5027 万 5000 円が計上されている。

慎重に審査し、採決の結果、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、審査の過程で学校給食センターについては、築 45 年以上を経過しており、老朽化による施設設備等の維持管理費がかかっているため、今後の児童生徒数の減少を鑑み、最新設備を備えた将来設計による改修の検討や、龍頭線の遊歩道等については、安全性の確認を徹底して行い、特に雨期時には看板等による周知徹底を図りたいとの意見がありました。

次に、

1 付託された事件

議案第 88 号 令和 2 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

2 審査年月日

令和 2 年 12 月 10 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、総務課長及び関係課長の出席を求め委員会を開催しました。

本件は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 322 万 1000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 8 億 4191 万 9000 円とするものである。

今回の補正予算は、歳出では総務費に介護保険制度見直しに伴うシステム改修費 55 万円、保険給付費に 185 万 8000 円、地域支援事業費に 78 万 4000 円、過年度介護保険事業費に 2 万 9000 円が計上されている。

歳入では、特定財源の国庫支出金等 487 万 1000 円、一般会計繰入金 56 万 1000 円と保険料 221 万 1000 円の減額が計上されている。

慎重に審査し、採決の結果、適正な補正予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（吉永秀俊君）

これから、委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑がある方は、先に議案番号を告げてからお願いいたします。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、委員長報告に対する質疑を終了します。

次に、これから一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 79 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 79 号東彼杵町議会議員及び東彼杵町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定については委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第 86 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 86 号令和 2 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 10 号）は委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第 88 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 88 号令和 2 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 4 議案第 89 号 令和 2 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 2 号)
(委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第 5 議案第 91 号 令和 2 年度東彼杵町水道事業会計補正予算(第 4 号)
(委員長報告・質疑・討論・採決)

○議長(吉永秀俊君)

それでは日程第 4、議案第 89 号令和 2 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 2 号)、日程第 5、議案第 91 号令和 2 年度東彼杵町水道事業会計補正予算(第 4 号)、以上 2 議案を一括議題とします。本案について委員長の報告をそれぞれ求めます。産業建設文教常任委員長、口木俊二君。

○産業建設文教常任委員長(口木俊二君)

おはようございます。委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。

記

1 付託された事件

議案第 89 号 令和 2 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 2 号)

2 審査年月日

令和 2 年 12 月 10 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について水道課長の出席を求め委員会を開催しました。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 43 万 6000 円追加し、歳入歳出予算の総額を 6353 万 6000 円とするものである。

歳出については建設費の工事請負費 43 万 6000 円を追加計上し、歳入については県支出金 21 万 8000 円、繰入金 11 万 8000 円、町債 10 万円を追加計上されている。

慎重に審査した結果、適正な補正予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

1 付託された事件

議案第 91 号 令和 2 年度東彼杵町水道事業会計補正予算(第 4 号)

2 審査年月日

令和 2 年 12 月 10 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について水道課長の出席を求め委員会を開催しました。

本件は建設課が施工する町道宿 8 号線改良工事に支障となる水道管を、仮設及び本設により復旧するために工事費等を追加計上されたものである。

資本的収入及び支出においては、工事負担金と建設改良費に 400 万円をそれぞれ追加計上し、資本的収入の総額を 1 億 4657 万 1000 円、資本的支出の総額を 1 億 5950 万 9000 円とす

るものである。

慎重に審査した結果、適正な予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、審査の過程で、道路舗装改良工事を行う際は、関係課と十分に協議の上、重複した工事による道路の段差が生じないようにするべきとの意見がありました。以上です

○議長（吉永秀俊君）

これから、委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑のある方は、先に議案番号を告げてからお願いします。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、委員長に対する質疑を終了します。

これから、討論を一括して行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 89 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 89 号令和 2 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第 91 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 91 号令和 2 年度東彼杵町水道事業会計補正予算（第 4 号）は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 6 委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第 6、委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件を議題とします。

総務厚生常任委員長、産業建設文教常任委員長から所管事務のうち、会議規則第 74 条の規定により、お手元に配りました特定事件（所管事務）の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第 7 議員派遣の件

○議長（吉永秀俊君）

日程第7、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。本件については、会議規則第127条の規定により、お手元に配布した別紙のとおり議員を派遣したいと思いますがお異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件はお手元に配布しました別紙のとおり派遣することに決定しました。

なお、ただいま決定しました議員派遣の件で、後日変更等があった場合には、議長に一任願いたいと思いますがご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、後日変更等があった場合には、議長に一任することに決定しました。

これで、本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。

令和2年第4回東彼杵町議会定例会を閉会します。お疲れさまでございました。

閉 会（午前9時44分）

以上、会議の次第を記載したものであるが事実と相違ないことを証明するため署名する。

議 長 吉永 秀俊

署名議員 後城 一雄

署名議員 浦 富 男